

# GOOD LIVING HEADLINE

ビジネス  
ユーザーの皆様へ

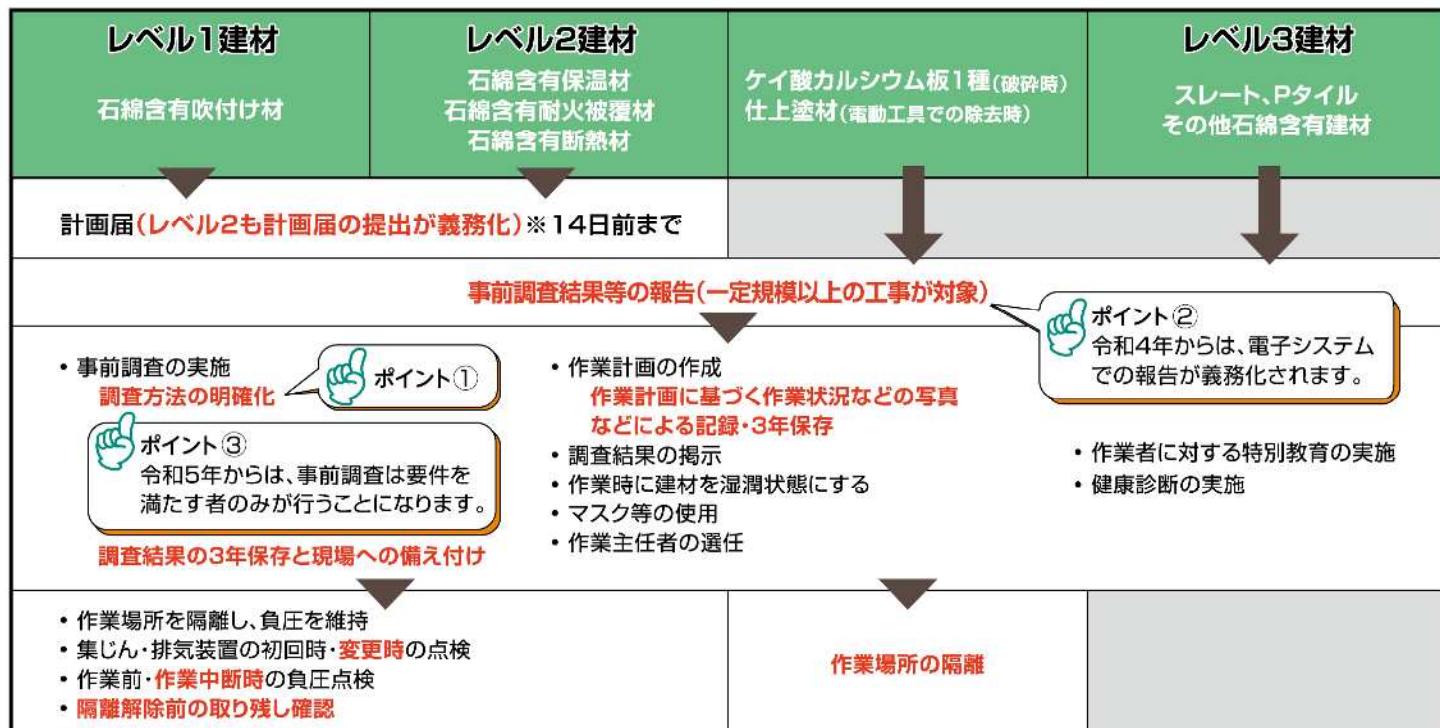
3  
2021

商品のトレンドや新しい制度などお役に立つ情報を、日頃お引き立正在しておられるビジネスユーザーの皆様に発信します。

リフォーム・修繕等の  
改修工事に対する

## 石綿対策の規制が強化!

石綿は輸入・製造・使用が禁止されていますが、古い建築物等には残存する可能性が高いため、石綿障害予防規則の改正（令和2年）により、解体・改修工事における石綿対策の規制が強化されました。令和3年4月より施行される改正のポイントを紹介します。



※赤字部分が改正箇所です。



### 事前調査方法の明確化 (令和3年4月1日施行)

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および**目視**による必要
- 事前調査で石綿の使用的有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務
- 調査結果の記録は、3年間保存する必要
- 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

**「目視」**とは単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいい、目視ができない部分は、目視が可能となった時点での調査が必要あります。



### 工事開始前の労働基準監督署への報告(令和4年4月1日施行)

次の基準に該当する工事は、工事開始前に労働基準監督署への事前調査の結果等の報告が義務化されます。

- 解体部分の床面積が 80 m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事**  
※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう
- 請負金額が 100 万円以上の建築物の改修工事**  
※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう  
※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう
- 請負金額が 100 万円以上の工作物の解体・改修工事で、以下に該当するもの**  
ボイラー、焼却設備、変電設備、遮音壁など

石綿障害予防規則改正ポイントは?【表面から続く】



### 事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要 (令和5年10月1日施行)

令和5年10月1日からは、石綿の事前調査、分析調査ともに調査者の資格要件が定められます。解体・改修工事業務をスムーズに遂行するために計画的な人材養成、人材確保が必要となります。

#### 事前調査を実施することができる者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者  
(一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定)
- ・令和5年9月までに日本アスペスト調査診断協会に登録された者

#### 分析調査を実施することができる者

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクまたはBランクの認定分析技術者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスペスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」など



詳しくは、厚生労働省ホームページにてご確認ください

## 軟水シャワーつき システムバスルーム フェリテプラス・フェリテ

好評販売中!

“水”の始まりから出口までこだわって、バスルーム全体をキレイに!お肌も髪もキレイに!

ハウステックのシステムバス「フェリテプラス・フェリテ」は、軟水シャワーを標準装備。肌荒れだけでなく、浴室の汚れやカビの原因となる石けんカスの発生を抑えます。快適なバスタイムをつくる「フェリテプラス・フェリテ」。ぜひショールームでご覧ください。



**快適バスタイムの秘密①**  
水道水を硬度ゼロ<sup>※1</sup>の軟水に  
「クリン軟水シャワー」

軟水シャワーつき  
バスは  
ハウステックだけ!



クリン軟水で汚れやカビ、  
肌荒れの原因  
「石けんカス」を抑える!

※1 硬度ゼロとは、硬度0~20mg/lの水を表現しています。

**快適バスタイムの秘密②**  
「クリンかるわざカウンター」



かるがる外せてまる洗い。  
トレーとしても  
使えるカウンター。

**快適バスタイムの秘密③**  
「除菌楽すてヘアキャッチャー」



銅イオンの強い除菌力で  
排水口の嫌な  
ヌメリと臭いを抑える!

## 編集後記

粉塵を吸い込むと肺がんや中皮腫など甚大な健康被害をもたらす石綿。リフォーム・修繕工事発注者であるお客様や近隣住民はもちろん、現場作業者の健康を守るために、石綿関連法規をしっかりと理解し、規則の改正に向けた計画的な準備が不可欠です。令和5年9月末までには「石綿含有建材調査者」の確保が必要なので、今のうちから資格取得への取り組みを。資格取得後も継続的に研修を受けて情報収集を行い、調査や報告書作成スキルをアップデートしていくことが大切です。